

参考資料 1 用語解説

●耐震改修促進計画

都道府県は、国の基本方針に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を義務付けられている。市町村は、都道府県の計画に基づき、当該市町村の区域内を対象とした計画の策定の努力義務が規定されている。

●耐震診断

図面や現地での調査に基づき、住宅の保有する耐震性能を数値で評価するものであり、その結果に基づいて耐震改修の必要性を確認する。

●耐震改修

耐震診断の結果、住宅の耐震性が不十分な場合、耐震改修を行い、耐震性を高める必要がある。耐震性を高める方法は、住宅の構造や状態により異なるため、専門家に相談して行う。

●南海トラフ巨大地震（P.1、P.11、P.14、P.47）

駿河湾から東海地方、紀伊半島、四国にかけての南方沖約 100km の海底をほぼ東西に走る長さ 700km の細長い溝「南海トラフ」を震源域として発生が想定される巨大地震。

●住宅・土地統計調査（P.18、P.19、P.20、P.21、P.22、P.23、P.52）

我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が 5 年ごとに実施している。

●地震によって倒壊した場合において道路閉塞させる建築物（P.26、P.27、P.30）

緊急避難路等の沿道の建築物のうち、地震によって倒壊した場合、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難や救命活動、物資輸送等を困難とするおそれがあり、敷地が都道府県耐震促進計画（大阪府の場合は「住宅建築物耐震 10 力年戦略・大阪」）に記載された道路に接するもの。

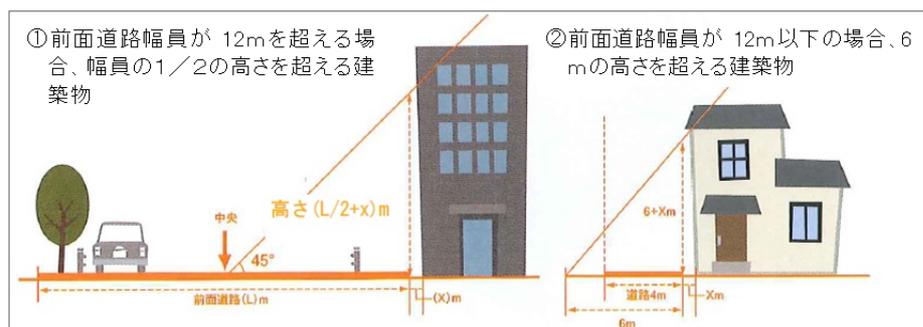


図 高さの要件
(出典：一般財団法人日本建築防災協会)

●除却（P.35、 P.39、 P.44、 P.46、 P.60、 P.63、 P.64）

耐震性が不足する住宅を建替え等のために解体し、全て除去すること。

●大阪建築物震災対策推進協議会（P.39、 P.61）

大阪府、府内市町村、建築団体及び事業者団体により、府内の建築物等の震災対策を推進するために設立された協議会。

●耐震シェルター（P.46、 P.48、 P.58、 P.64、 P.75）

住宅等の一部屋を鉄骨などで補強して、地震の際の緊急避難場所とし、建築物が倒壊した場合においても、安全な空間を確保する。

●防災ベッド（P.46、 P.73、 P.75）

就寝中に地震により家屋が倒壊しても、生命を守ることができる安全な空間を確保することを目的とした、鋼製の防護フレーム等が取り付けられているベッド。



●代理受領制度（P.57、 P.63）

所有者の診断・改修施工業者への費用の支払いにおける資金調達の負担軽減を図るため、補助金を診断・改修施工業者が所有者に代わり受け取る制度。

●自主防災組織（P.61、 P.70、 P.74、 P.75）

「自分たちの地域は自分で守る」という、地域住民の皆さまの話し合いにより結成される防災組織であり、摂津市では自治会単位で組織されている。となり近所が力をあわせて災害発生時の地域の被害を最小限にするため、情報連絡、初動措置、初期消火、救出・救護、避難誘導などの訓練や、防災知識の普及活動を日頃行っている。

●住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（P.62）

地方公共団体が耐震改修促進計画に位置付けたプログラムで、緊急的に耐震化を促進すべき区域を定めて、耐震対策を重点的に実施するための計画。

●パッケージ診断（P.63）

耐震診断を行い、その結果耐震性が不十分の場合、耐震性の向上のための耐震改修設計及び工事見積もりまでを一貫して行う。

●既存住宅インスペクション（P.65）

住宅のインスペクション（診断）は新築入居時の検査や中古住宅売買時、リフォーム実施

時などにおいて、構造安全性や日常生活上の支障があると考えられる劣化事象などの有無を第三者により客観的に把握するものである。既存住宅売買時の制度の1つである住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の場合は、耐震性能が検査項目として設けられている。検査方法は、目視などを中心とした非破壊による現況検査である。

●大阪府住宅リフォームマイスター制度（P.65）

安心して相談できる信頼性の高い事業者の情報を、府が指定する「マイスター登録団体」を通じて府民に紹介する制度。

●優先して耐震化に取り組む路線（P.67、P.68）

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する路線で、耐震診断の実施とその結果の報告が義務づけられる路線。

●耐震化を促進する路線（P.67、P.68）

耐震化に係る指導や助言の対象となる路線。

●出前講座（P.70、P.72）

市民が参加する集会などに市の職員等が出向いて、希望のテーマについて行政の施策や事業などを説明、意見交換する。行政に対する理解を得るとともに、コミュニケーションを図り行政の施策に活かしていこうとするもの。

●特定天井（P.72）

脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあり、高さが6mを超え、また、面積が200㎡、質量が2kg/㎡を超える吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されているもの。

●2次構造部材（P.71）

建物の骨組みとなる柱・梁・壁・床などの主体構造部以外の部材。

●耐震テーブル（P.73）

普段はテーブルとして使用し、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物などから身を守ることができるテーブル。



●感震ブレーカー（P.73）

地震の揺れをセンサーが感知し、あらかじめ設定しておいた震度以上の場合に電気を遮断する器具。

参考資料 2 補助制度のまとめ

1. 民間住宅の補助制度

(1) 耐震診断

表 補助内容概要 (H28 年度)

補助対象	S56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅・非木造住宅・特定既存耐震不適格建築物 (H22 年度までは木造住宅のみ)		
補助率	木造住宅 (戸建、長屋建住宅、共同住宅)	9 割	上限 45,000 円/戸もしくは 1,000 円/㎡の低い方
	非木造住宅 (プレハブ、RC マンションなど)	5 割	上限 25,000 円/戸 共同住宅などは 40 戸、100 万円が限度額 (25,000 円/ 戸と少ない方)
	特定既存耐震不 適格建築物 (多 数の者が利用す る建築物等)	5 割	上限 1,000,000 円

(2) 耐震改修

表 補助内容概要 (H28 年度)

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> • S56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅 • 住宅を所有もしくは居住する個人で、その者の世帯全員の市町村民税所得割額を合算した額が 30 万 4,200 円未満 (年収目安 910 万円以下)
対象工事	構造評点 1.0 未満から 1.0 以上とする工事、または構造評点 0.7 未満から 0.7 以上かつ 0.3 ポイント以上高める工事
補助率	設計費 7 割 上限 100,000 円 改修費 上限 700,000 円 (低所得者 900,000 円) <ul style="list-style-type: none"> • H21 年度までは設計費、改修費の合計の 15.2% (低所得者 23%) • H22 年度から 25 年度は設計費 7 割 上限 100,000 円、改修費上限 400,000 円 (低所得者 600,000 円)

(3) 除却

表 補助内容概要 (H28 年度)

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ S56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅 ・ 住宅を所有もしくは居住する個人で、その者の世帯全員の市町村民税所得割額を合算した額が 30 万 4,200 円未満 (年収目安 910 万円以下) ・ 所有者の資産 (預貯金、有価証券) の額が 1,000 万円以下
対象工事	建設業者が行う工事で構造評点が 1.0 未満の木造住宅の全部を除却する工事
補助額	40 万円

(4) 税制優遇

表 固定資産税減額措置の概要 (H28 年度)

対象建築物	S57 年 1 月 1 日に存在していた既存住宅で、一定の耐震改修工事を行った場合、床面積 120 m ² 相当分までを対象
減免期間	H25~H30 年 3 月 31 日までに完了した改修の場合、1 年度分を減額
減免額	固定資産税の 1/2 を減額
相談窓口	固定資産税課

表 住宅耐震改修特別控除の概要 (H28 年度)

対象建築物	S56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋であって、自己の居住の用に供する家屋
減免期間	H18 年 4 月 1 日~H31 年 6 月 30 日までに住宅耐震改修を行った場合、その年分の所得税額から控除
減免額	<p>①H26 年 4 月 1 日~H31 年 6 月 30 日までの間に住宅耐震改修をした場合 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額の 10% (最高 25 万円)</p> <p>②H21 年 1 月 1 日~H26 年 3 月 31 日までの間に住宅耐震改修をした場合 次のいずれか少ない金額の 10% (最高 20 万円)</p> <p>イ 住宅耐震改修に要した費用の額 ロ 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額</p> <p>③H18 年 4 月 1 日~H20 年 12 月 31 日までの間に住宅耐震改修をした場合 住宅耐震改修に要した費用の額の 10% (最高 20 万円)</p>
相談窓口	吹田税務署

2. 特定既存耐震不適格建築物（民間）の補助制度

表 耐震診断の補助内容概要（H28 年度）

補助対象 建築物	以下の①または②のどちらかの条件を満たすもの	
	①S56年5月31日以前に建築された特定既存耐震不適格建築物（多数の者が利用する建築物等）	
	用 途	補助対象の規模
	小中学校など	階数2以上かつ1000㎡以上
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設など	階数2以上かつ1000㎡以上
	老人福祉センターなど	
	病院、診療所	階数3以上かつ1000㎡以上
	②災害対策基本法に定める地域防災計画においてH24年4月1日以前に指定された民間の避難所	
補助率	特定既存耐震不適格建築物（多数の者が利用する建築物等）	5割 上限1,000,000円

表 耐震改修の補助内容概要（H28 年度）（国の直接補助）

補助対象 建築物	耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもので、以下のいずれかに該当するもの	
	①災害時に重要な機能を果たす建築物	
	②災害時に多数の者に危険がおよぶおそれのある建築物	
	③要緊急安全確認大規模建築物のうち耐震改修促進法附則第3条第3号に規定するもの	
	※①、②については、延べ床面積が1,000㎡以上でかつ原則として3階以上であるなど、倒壊した場合に周辺の市街地におよぼす影響が大きいものであること	
補助率	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修に要する費用の23.0%を乗じて得た額の5割。 建築物の改修工事については50,300円/㎡を限度とする。 建替えまたは除却を行う場合は耐震改修に要する費用相当分の5割。 	
相談窓口	国土交通省	

参考資料 3 住宅の耐震化率の検討

住宅の耐震化率を推計するにあたっては、昭和 55 年以前に建築された住宅のうち、耐震性を満たしている割合を住宅種別に設定している。この値は、国と大阪府で用いている値が異なるため、摂津市においてそれぞれの値を用いた場合の住宅の耐震化率を示す。

なお、前回（平成 20 年）策定の摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画においては、大阪府の値を用いて耐震化率の推計を行っている。

表 S55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしている割合（国・大阪府）

	木造戸建住宅		共同住宅等	
	耐震性あり	耐震性なし	耐震性あり	耐震性なし
国	12%	88%	76%	24%
大阪府	9%	91%	42%	58%

表 住宅の耐震化の状況（H27 年度時点）【推計値】

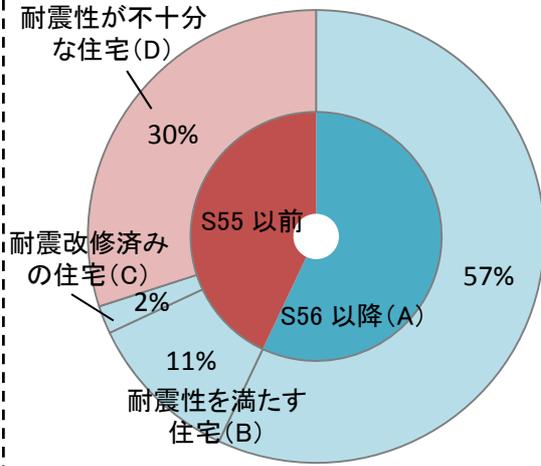
	使用した割合	合計		建て方別内訳			
		戸数(戸)	割合	木造戸建		共同住宅等	
				戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合
住宅総数	国	37,060	100%	17,160	100%	19,900	100%
	大阪府	37,060	100%	17,160	100%	19,900	100%
耐震性を満たす住宅	国	31,710	86%	12,800	75%	18,910	95%
	大阪府	30,150	81%	12,650	74%	17,500	88%
A:S56 以降で耐震性を満たす住宅	国	27,280	74%	11,590	68%	15,690	79%
	大阪府	27,280	74%	11,590	68%	15,690	79%
B:S55 以前で耐震性を満たすと推計される住宅	国	3,750	10%	600	3%	3,150	16%
	大阪府	2,190	5%	450	3%	1,740	9%
C:S55 以前で改修済みと推計される住宅	国	680	2%	610	4%	70	0%
	大阪府	680	2%	610	4%	70	0%
D:耐震性が不十分な住宅	国	5,350	14%	4,360	25%	990	5%
	大阪府	6,910	19%	4,510	26%	2,400	12%
耐震化率	国	86%		75%		95%	
	大阪府	81%		74%		88%	

※推計戸数については、一の位を四捨五入している。

※木造戸建：木造及び防火木造の戸建住宅

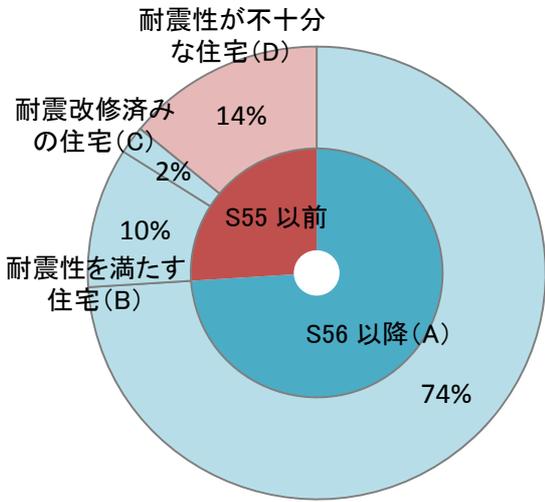
※共同住宅等：共同住宅、長屋、非木造戸建住宅

●住宅の耐震化率(H19年度時点)



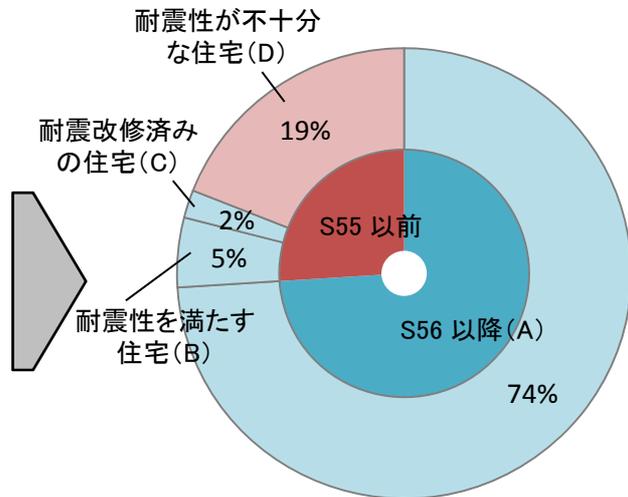
耐震性を満たす住宅：70%

●住宅の耐震化率(H27年度時点:国)



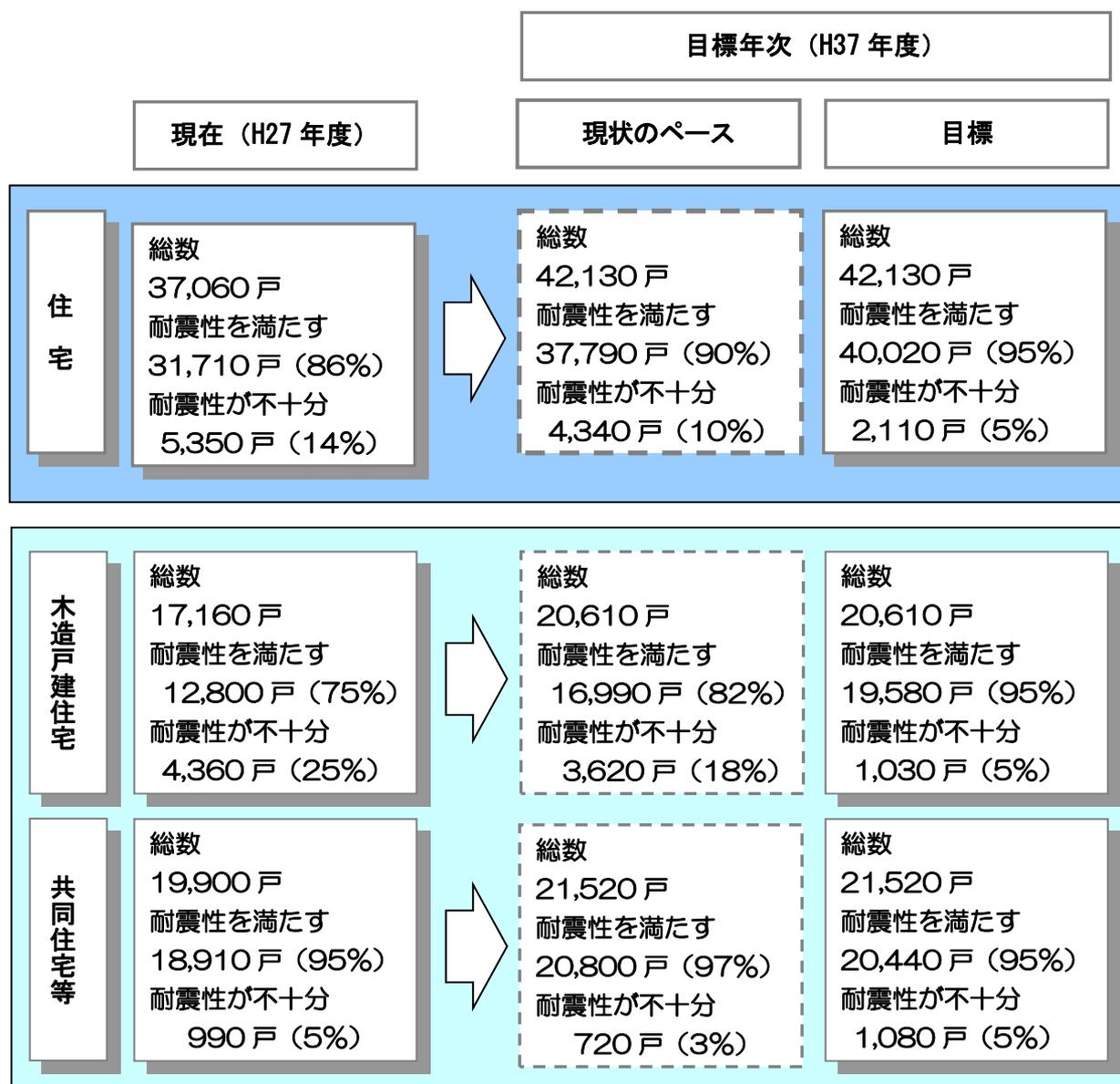
耐震性を満たす住宅：86%

●住宅の耐震化率(H27年度時点:大阪府)



耐震性を満たす住宅：81%

図 住宅の耐震化の推移【推計値】



※トレンドから見た推計値：S63～H25 までの住宅・土地統計調査など統計上の傾向による推計値

※木造戸建住宅：木造及び防火木造の戸建住宅

※共同住宅等：共同住宅、長屋、非木造戸建住宅

※推計戸数については、一の位で四捨五入している。

図 住宅の耐震化率の目標設定 (国の値を用いた場合)

		目標年次 (H37 年度)	
現在 (H27 年度)		現状のペース値	目標
住宅	総数 37,060 戸 耐震性を満たす 30,150 戸 (81%) 耐震性が不十分 6,910 戸 (19%)	総数 42,130 戸 耐震性を満たす 36,660 戸 (87%) 耐震性が不十分 5,470 戸 (13%)	総数 42,130 戸 耐震性を満たす 40,020 戸 (95%) 耐震性が不十分 2,110 戸 (5%)
	木造戸建住宅 総数 17,160 戸 耐震性を満たす 12,650 戸 (74%) 耐震性が不十分 4,510 戸 (26%)	総数 20,610 戸 耐震性を満たす 16,870 戸 (82%) 耐震性が不十分 3,740 戸 (18%)	総数 20,610 戸 耐震性を満たす 19,580 戸 (95%) 耐震性が不十分 1,030 戸 (5%)
	共同住宅等 総数 19,900 戸 耐震性を満たす 17,500 戸 (88%) 耐震性が不十分 2,400 戸 (12%)	総数 21,520 戸 耐震性を満たす 19,790 戸 (92%) 耐震性が不十分 1,730 戸 (8%)	総数 21,520 戸 耐震性を満たす 20,440 戸 (95%) 耐震性が不十分 1,080 戸 (5%)

※耐震化率の現状：国と同様の方法による推計値

※トレンドから見た推計値：S63～H25 までの住宅・土地統計調査など統計上の傾向による推計値

※木造戸建住宅：木造及び防火木造の戸建住宅

※共同住宅等：共同住宅、長屋、非木造戸建住宅

※推計戸数については、一の位で四捨五入している。

図 住宅の耐震化率の目標設定（大阪府の値を用いた場合）

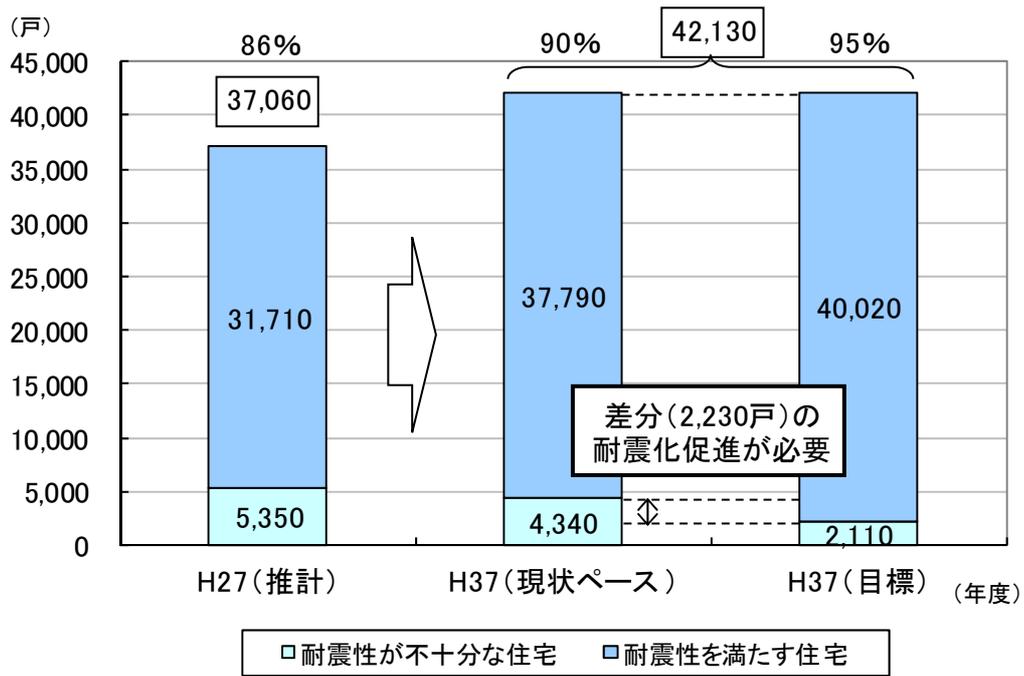


図 住宅の耐震化率（H27年度、H37年度（現状のペース、目標）
（国の値を用いた場合）

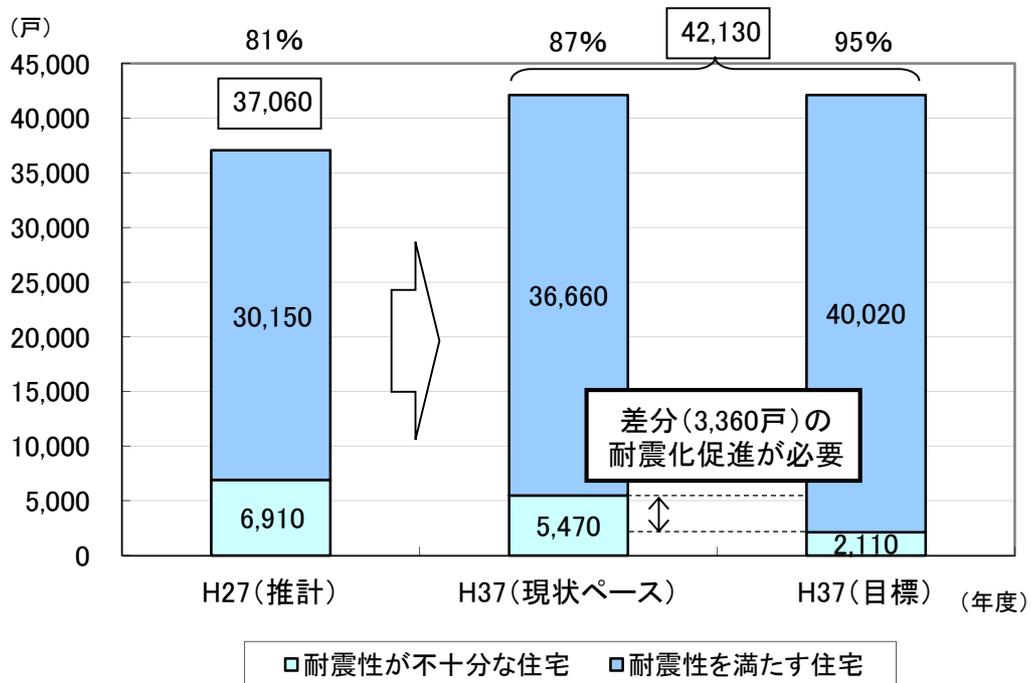


図 住宅の耐震化率（H27年度、H37年度（現状のペース、目標）
（大阪府の値を用いた場合）

参考資料4 相談窓口

※出典：住宅関係全般に係る相談窓口一覧表（大阪府建築行政マネジメント推進協議会）

1. 住宅全般に関すること

相談窓口	相談内容
住まいるダイヤル (公共財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ○住まいるダイヤル(電話相談) 住まいについての様々なご相談に一級建築士の資格を持った相談員が応じます。 ○専門家相談(面談、要予約) 弁護士・建築士による対面相談を、全国の弁護士会で行っています。ご利用いただけるのは、評価住宅または保険付き住宅の取得者および供給者、リフォーム工事の発注者および発注予定者です。まずは住まいるダイヤルにお電話ください。 ○契約前のリフォーム工事の見積書について、リフォーム見積チェックサービスを受けることができます。まずは住まいるダイヤルにお電話ください。

2. 住宅全般やリフォームについての各種制度等に関すること

相談窓口	相談内容
大阪の住まい活性化フォーラム「空き家相談窓口」	<p>【空き家も含めた様々なご相談に応じます】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話による相談を基本とします。相談窓口によっては面談も行っていますので、事前にご連絡ください。 ○空き家の権利関係や維持管理、利活用から除却まで、お困りのことや疑問についてはお気軽にご相談ください。 ○空き家のご相談のほか、住まいの性能・維持管理リフォームなどに関する様々な相談に応じます。 ○各団体には得意な相談分野があります。 ○相談内容に応じて、専門の団体(サポーター団体)と連携し、適切に対応いたします。 <p>【既存住宅状況検査を行うインスペクターをご案内します】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住まいの性能・維持管理・リフォームを進めるにあたり、既存住宅現況調査(インスペクション)をご希望される場合は、現況調査を行うインスペクターをご案内します。 ○既存住宅現況調査(インスペクション)は目視等による検査(一次インスペクション)を基本とします。(有料) ○相談窓口によっては、既存住宅瑕疵保険に対応した現況調査、住宅の性能向上リフォームを実施する際の性能向上インスペクションなどに対応できる場所もあります。
大阪府 住宅リフォーム マイスター制度	<p>【住宅リフォーム事業者の情報を提供しています】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府民の皆さまが安心して住宅リフォームを行うことができるよう、府が安定した非営利団体(マイスター登録団体)が一定の基準を満たす事業者(マイスター事業者)に関する情報を、皆さまのご依頼に応じて、ご案内・ご紹介します。

3. マンションの管理などに関すること

相談窓口	相談内容
大阪分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会 (総合窓口/大阪府住宅供給公社マンション建替・相談グループ)	<ul style="list-style-type: none"> ○分譲マンションの修繕、改修、建替などについての相談対応。 ○管理組合が取り組む修繕、改修、建替えなどを支援する相談アドバイザーの派遣(原則2回まで無料)及び実務アドバイザーの派遣(有料)に関すること。 ○詳しくはホームページをご覧ください。
公益財団法人 マンション管理センター 大阪支部	<ul style="list-style-type: none"> ○マンション管理に関する一般的な相談 (マンション管理士会と連携) ○管理組合登録制度の案内

4. 建築技術に関すること

相談窓口	相談内容
一般財団法人 大阪建築防災センター 「耐震診断・改修の相談窓口」	<ul style="list-style-type: none"> ○木造住宅及び非木造建築物の耐震診断・改修に関すること。 ○木造住宅の簡便な改修方法に関すること。 ○耐震診断技術者などの斡旋・紹介に関すること。 ○既存建築物の住宅(石積みの擁(よう)壁など)の安全性に関すること。
一般財団法人 大阪府建築士事務所協会	<ul style="list-style-type: none"> ○建築相談会(無料)。 事前に相談申込書提出、完全予約制、各1時間程度 ○建築に関する全般的な相談とアドバイスを行う。 ○現地相談は原則として行いません。希望される方には会員事務所で対処する場合があります。(有料)
公益社団法人 大阪府建築士会	<ul style="list-style-type: none"> ○住まいを中心とした建築相談を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 ・面接相談(要予約) ・現地相談(要予約) ○リフォームの内容等技術的な相談を行う。

参考資料5 関係法令

※本文中に掲載している関係法令を抜粋している。

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）：

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「耐震改修促進法」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。

その後、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務づけられ、市町村においては努力義務が規定された。

さらに東日本大震災を受け、再度、平成25年11月25日に施行された改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものや、都道府県等が指定する避難路沿道建築物等について、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することとしている。また、耐震改修を円滑に促進するために、耐震改修計画の認定基準が緩和され、対象工事が拡大され新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ぺい率の特例措置が講じられた。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条

に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適合建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

附則抄

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下

「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

- ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の
区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - ニ 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別
の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同
表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メ
ートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二
十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二
百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、
同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数
量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一
である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物
である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場そ
の他これらに類する運動施設

- 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

3. 建築基準法

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの

- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

（保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
 - 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
 - 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

参考資料6 アンケート調査

(1) 一般調査

住宅の耐震化に関するアンケート 調 査 票

★本アンケート票の一番後ろのページに「住宅の耐震化に関連する用語解説」があります。
解説のある用語には※印がついています。

I. あなたご自身とあなたの家族について

はじめに、あなたご自身とあなたのご家族についてお聞きします。

あてはまるもの1つに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、()
内に具体的な内容をご記入ください。

問1 性別

- | | |
|------|------|
| 1. 男 | 2. 女 |
|------|------|

問2 年齢

- | | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| 1. 40歳未満 | 2. 40代 | 3. 50代 | 4. 60代 |
| 5. 70代 | 6. 80代 | 7. 90歳以上 | |

問3 居住地区(*別紙「アンケート調査ご協力をお願い」文書の裏面の表を参考にしてください。)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 第1中学校区 | 2. 第2中学校区 | 3. 第3中学校区 |
| 4. 第4中学校区 | 5. 第5中学校区 | |

問4 家族構成

- | | | |
|----------|-----------|--------|
| 1. 単身 | 2. 夫婦のみ | 3. 親と子 |
| 4. 親と子と孫 | 5. その他() | |

II. 現在のお住まいについて

現在、お住まいの住宅についてお聞きします。あてはまるもの1つに○をつける、または()内にご記入ください。また、「その他」を選んだ方は、()内に具体的な内容をご記入ください。

問5 現在お住まいの住宅の種類

- | | |
|------------|---------|
| 1. 一戸建ての住宅 | 2. 長屋住宅 |
| 3. その他() | |

問6 構造

- | | | |
|----------|------------|--------------|
| 1. 木造 | 2. 鉄骨造 | 3. 鉄筋コンクリート造 |
| 4. わからない | 5. その他 () | |

問7 階数

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 一戸建ての住宅… () 階 | 2. 長屋住宅… () 階 |
| 3. その他 () | |

問8 現在お住まいの住宅の建築時期はいつ頃ですか。

- | | | |
|--------------|--------------|----------|
| 1. 昭和56年6月以降 | 2. 昭和56年5月以前 | 3. わからない |
|--------------|--------------|----------|

Ⅲ. 耐震性[※]、耐震診断[※]、耐震改修[※]について

(※については、最後のページに用語の解説があります。)

住宅の耐震性、耐震診断、耐震改修の実施状況についてお聞きします。

問9 昭和56年5月31日以前に着工された住宅については、耐震性が不足している可能性があります。このことをご存知でしたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問10 耐震診断や耐震改修を行うとしたら、まずはどこに相談しますか。すでに行っている方、または予定している方は、どこに相談しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、()内に具体的な内容をご記入ください。

- | |
|----------------------|
| 1. 市や府などの公共機関 |
| 2. 大工さんや工務店 |
| 3. 建設会社 |
| 4. 建築士や建築設計事務所 |
| 5. 不動産業者 |
| 6. 銀行等の金融機関 |
| 7. 建築や住宅に詳しい親族・知人・友人 |
| 8. インターネットで検索する |
| 9. その他 () |

問11 耐震診断を受けたことがありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------|-------|
| 1. 受けたことがない | ⇒問12へ |
| 2. 受けたことがある | ⇒問13へ |
| 3. わからない | ⇒問19へ |

問12 (耐震診断を受けたことがない方のみ)

耐震診断を受けていない理由はなんですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、()内に具体的な内容をご記入ください。

- | |
|------------------------------------|
| 1. 耐震性が確保されていると思うから |
| 2. 自分や家族が住んでいる間に地震は起きないだろうと思うから |
| 3. 建替え、引っ越しの予定があるから |
| 4. 耐震診断をしなくても耐震性が低いことは分かっているから |
| 5. 耐震診断を行って、診断結果が悪いと不安になるから |
| 6. 診断の申込や受診するのが面倒だから |
| 7. 耐震診断に費用がかかるから |
| 8. どこに頼めばよいのかわからないから |
| 9. 将来住む人がいないから |
| 10. 耐震診断を受けて結果が悪くても、耐震改修するつもりがないから |
| 11. その他() |

⇒問19へお進み下さい

問13 (耐震診断を受けたことがある方のみ)

診断のきっかけをお答えください。あてはまるものすべてに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、()内に具体的な内容をご記入ください。

- | |
|------------------------|
| 1. 耐震性に不安があったから |
| 2. 知人・家族に勧められたから |
| 3. 建築業者等に勧められたから |
| 4. 市役所からの案内を見たから |
| 5. 東日本大震災など大きな地震があったから |
| 6. リフォームや増築をするから |
| 7. その他() |

⇒問14へお進み下さい

問14 (耐震診断を受けたことがある方のみ)

診断の結果をお答えください。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------|-------|
| 1. 耐震性がなかった | ⇒問15へ |
| 2. 耐震性があった | ⇒問19へ |
| 3. わからない | ⇒問19へ |

→次のページに続きます

問 15 **（耐震診断を受けて耐震性がなかった方のみ）**

診断後の対応についてお答えください。あてはまるもの1つに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。

- | | | |
|-------------------------|---|---------|
| 1. 耐震改修した、または予定している | } | ⇒問 16 へ |
| 2. 部分的に耐震改修した、または予定している | | |
| 3. 除却した・建替えた、または予定している | } | ⇒問 19 へ |
| 4. 引っ越した、または予定している | | |
| 5. 何もしていないし、予定もない | | ⇒問 18 へ |
| 6. その他（ | ） | ⇒問 19 へ |

問 16 **（耐震改修をした、または予定している方のみ）**

耐震改修を行う際に、耐震改修補助制度を利用しましたか。または利用する予定ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|---------------------|---------|
| 1. 利用していない、またはしない予定 | ⇒問 17 へ |
| 2. 利用した、または利用する予定 | ⇒問 19 へ |

問 17 **（耐震改修をしたが耐震改修補助制度を利用していない、またはしない予定の方のみ）**

なぜ利用しなかったのですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 工事期間が補助制度と合わないから | |
| 2. 工事内容が補助制度と合わないから | |
| →具体的にご記入ください | |
| （ | ） |
| 3. 施工業者が利用しないように勧めてきたから | |
| 4. 申請手続きが煩雑だから | |
| 5. 制度を知らなかったから | |
| 6. その他（ | ） |

⇒問 19 へお進み下さい

問 18 (耐震性がなく、何も対策をしてないし予定もない方のみ)

何も対策をしていない理由はなんですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、() 内に具体的な内容をご記入ください。

1. 高額で費用が負担できないから
2. 今後、耐震改修、建替え、除却する予定だから
3. 補助制度が不十分だから
4. 診断結果が信頼できないから
5. 信頼できる工務店、耐震工法がわからないから
6. 改修中の住まいが確保できないから
7. 面倒だから
8. 住まいに手を入れたくないから
9. 家族に反対されたから
10. 自然の力には勝てない(改修しても倒壊する可能性がある)と思うから
11. 生きている間に地震は起きないだろうから
12. 将来住む人がいないから
13. 地震保険に入っているから
14. その他 ()

⇒問 19 へお進み下さい

以降の設問は、回答者全員がお答え下さい。

IV. 地震への備えについて

問 19 耐震診断や耐震改修以外に、地震に備え、住まいの安全について何か対策を取っていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、() 内に具体的な内容をご記入ください。

1. 古い住宅から耐震性のある住宅へ引っ越した
2. 耐震シェルター[※]、耐震ベッド[※]を設置した(※については、最後のページに用語の解説があります。)
3. 家具転倒対策を行った
4. 必要性を感じないので何もしていない
5. 必要性を感じているが何もしていない
6. その他 ()

→次のページに続きます

V. 耐震化施策の認知状況、利用状況について

問 20 耐震診断補助制度をご存知ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 知っているし、利用したことがある
2. 知っているが、利用したことはない
3. 知らなかったが、可能であれば利用したい
4. 知らないし、利用する予定もない

問 21 耐震改修補助制度をご存知ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 知っているし、利用したことがある
2. 知っているが、利用したことはない
3. 知らなかったが、可能であれば利用したい
4. 知らないし、利用する予定もない

問 22 耐震性が不足する住宅の除却補助制度をご存知ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 知っているし、利用したことがある
2. 知っているが、利用したことはない
3. 知らなかったが、可能であれば利用したい
4. 知らないし、利用する予定もない

VI. 耐震化促進のために必要な市の施策

問 23 耐震診断、耐震改修をより一層すすめるために市の施策として求めることはなんですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、()内に具体的な内容をご記入ください。

1. 耐震診断・耐震改修についてのわかりやすいパンフレットの配布、広報やホームページの掲載
2. 市民向けのセミナーや講演会の開催
3. 信頼できる耐震改修の工法や耐震シェルター等の紹介
4. 耐震診断・耐震改修について気軽に相談できる場の提供
5. 耐震診断・耐震改修に関する支援（補助や税制上の優遇）を厚くすること
6. 適切で信頼できる診断業者・改修業者の情報提供
7. 適切で信頼できる診断業者・改修業者の育成
8. 第三者による改修工事費や工事内容の適正な審査
9. 高齢者世帯や低所得者等への支援や優遇
10. その他 ()

問6 構造

- | | | |
|----------|------------|--------------|
| 1. 木造 | 2. 鉄骨造 | 3. 鉄筋コンクリート造 |
| 4. わからない | 5. その他 () | |

問7 階数

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 一戸建ての住宅… () 階 | 2. 長屋住宅… () 階 |
| 3. その他 () | |

問8 現在お住まいの住宅の建築時期はいつ頃ですか。

- | | | |
|--------------|--------------|----------|
| 1. 昭和56年6月以降 | 2. 昭和56年5月以前 | 3. わからない |
|--------------|--------------|----------|

Ⅲ. 耐震診断※ 耐震改修※について

(※については、最後のページに用語の解説があります。)

住宅の耐震診断・耐震改修についてお聞きます。

問9 耐震改修を行うとしたら、まずはどこに相談しますか。すでに行っている方、または予定している方は、どこに相談しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、() 内に具体的な内容をご記入ください。

- | |
|----------------------|
| 1. 市や府などの公共機関 |
| 2. 大工さんや工務店 |
| 3. 建設会社 |
| 4. 建築士や建築設計事務所 |
| 5. 不動産業者 |
| 6. 銀行等の金融機関 |
| 7. 建築や住宅に詳しい親族・知人・友人 |
| 8. インターネットで検索する |
| 9. その他 () |

問10 耐震診断のきっかけをお答えください。あてはまるものすべてに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、()内に具体的な内容をご記入ください。

- 1. 耐震性に不安があったから
- 2. 知人・家族に勧められたから
- 3. 建築業者等に勧められたから
- 4. 市役所からの案内を見たから
- 5. 東日本大震災など大きな地震があったから
- 6. リフォームや増築をするから
- 7. その他 ()

問11 耐震診断後の対応についてお答えください。あてはまるもの1つに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、()内に具体的な内容をご記入ください。

- 1. 耐震改修した、または予定している } ⇒問12へ
- 2. 部分的に耐震改修した、または予定している } ⇒問15へ
- 3. 除却した・建替えた、または予定している } ⇒問15へ
- 4. 引っ越した、または予定している } ⇒問15へ
- 5. 何もしていないし、予定もない ⇒問14へ
- 6. その他 () ⇒問15へ

問12 (耐震改修をした、または予定している方のみ)

耐震改修を行う際に、耐震改修補助制度を利用しましたか。または利用する予定ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1. 利用していない、またはしない予定 ⇒問13へ
- 2. 利用した、または利用する予定 ⇒問15へ

問13 (耐震改修をしたが耐震改修補助制度を利用していない、またはしない予定の方のみ)

なぜ利用しなかったのですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、()内に具体的な内容をご記入ください。→次のページに続きます

1. 工事期間が補助制度と合わないから
2. 工事内容が補助制度と合わないから
→具体的にご記入ください
()
3. 施工業者が利用しないように勧めてきたから
4. 申請手続きが煩雑だから
5. 制度を知らなかったから
6. その他 ()

⇒問15へお進み下さい

問14 (耐震性がなく、何も対策をしてないし予定もない方のみ)

何も対策をしていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、()内に具体的な内容をご記入ください。

1. 高額で費用が負担できないから
2. 今後、耐震改修、建替え、除却する予定だから
3. 補助制度が不十分だから
4. 診断結果が信頼できないから
5. 信頼できる工務店、耐震化工法がわからないから
6. 改修中の住まいが確保できないから
7. 面倒だから
8. 住まいに手を入れたくないから
9. 家族に反対されたから
10. 自然の力には勝てない(改修しても倒壊する可能性がある)と思うから
11. 生きている間に地震は起きないだろうから
12. 将来住む人がいないから
13. 地震保険に入っているから
14. その他 ()

⇒問15へお進み下さい

以降の設問は、回答者全員がお答え下さい。

IV. 地震への備えについて

問15 耐震診断や耐震改修以外に、地震に備え、住まいの安全について何か対策を取っていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、()内に具体的な内容をご記入ください。

1. 古い住宅から耐震性のある住宅へ引っ越した
2. 耐震シェルター※、耐震ベッド※を設置した (※については、最後のページに用語の解説があります。)
3. 家具転倒対策を行った
4. 必要性を感じないので何もしていない
5. 必要性を感じているが何もしていない
6. その他 ()

V. 耐震化促進のために必要な市の施策

問16 耐震診断、耐震改修をより一層すすめるために市の施策として求めることはなんですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。また、「その他」を選んだ方は、()内に具体的な内容をご記入ください。

1. 耐震診断・耐震改修についてのわかりやすいパンフレットの配布、広報やホームページの掲載
2. 市民向けのセミナーや講演会の開催
3. 信頼できる耐震改修の工法や耐震シェルター等の紹介
4. 耐震診断・耐震改修について気軽に相談できる場の提供
5. 耐震診断・耐震改修に関する支援（補助や税制上の優遇）を厚くすること
6. 適切で信頼できる診断業者・改修業者の情報提供
7. 適切で信頼できる診断業者・改修業者の育成
8. 第三者による改修工事費や工事内容の適正な審査
9. 高齢者世帯や低所得者等への支援や優遇
10. その他 ()

→次のページに続きます

参考資料 7 耐震改修促進計画見直し有識者懇談会の概要

(1) 委員名簿

	所属	氏名
学識経験を有する者	公立大学法人大阪市立大学 学長補佐・特任教授	宮野 道雄
	公立大学法人大阪市立大学 生活科学研究科 准教授	土井 正
市民代表	摂津市自治連合会 副会長	前田 清一郎
不動産又は建築に関する専門家	特定非営利活動法人 『人・家・街 安全支援機構』 専務理事	大石 正美
	太平産業株式会社 代表取締役社長	香田 亘弘
行政	大阪府住宅まちづくり部 建築防災課長	鶴田 和幸
	摂津市建設部長	山口 繁

(2) 開催概要

	開催日	内容
第1回	平成 28 年 7 月 11 日	摂津市における耐震化の現状について 新・大阪府耐震改修促進計画について 摂津市耐震改修促進計画・骨子案について
第2回	平成 28 年 11 月 29 日	耐震改修促進計画（素案）について 重点的な取組みについて
第3回	平成 29 年 3 月 8 日	耐震改修促進計画（案）について パブリックコメントの意見について

摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画【改定】

(平成 29 年 3 月発行)

編集・発行

お問い合わせ先：摂津市 建設部 建築課

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目 1 番 1 号

電話：06-6383-1111（大代表）

072-638-0007（代表）

06-6383-1407（直通）

ホームページ：<http://www.city.settsu.osaka.jp/>

メールアドレス：kenchiku@city.settsu.osaka.jp